

【ご挨拶】

本格的な梅雨入りを迎え蒸し暑く感じる日が多くなりました。
当法人職員も出勤のエレベーターで、29階に到着したときには大汗をかくようになり夏の訪れを感じています。
皆様におかれましては季節の変わり目、体調管理にはくれぐれもお気をつけください。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

「トピックス」

【積立NISAの創設】

平成30年1月1日より現行のNISAと選択で積立NISAを選ぶことができますようになります。(現行NISAとの併用は不可)
積立NISAとは、現行のNISAと比較して長期的に安定的な資産形成をすることを目的とした制度です。

特徴的なのは、年間最大40万円を20年という長期に渡って非課税で運用できます。現行の「年間120万円まで」と比較すると、単年度では額が少なく感じるかもしれません。しかし、毎年40万円いっぱいまで非課税枠を活用すると、非課税投資総額は最大800万円です。(現行NISAでは、非課税投資総額は最大600万円)

但し、積立NISAで投資できる商品は「投資信託」に限られていますので、「株式」で投資されたい方は、現行のNISAを活用することになります。

(シニアマネージャー 小谷)

【合併における繰越欠損金の引継ぎについて】

最近、グループ企業内の再編、特に合併の相談が増えてきています。

グループ内の合併では、適格要件は比較的容易に充足することができますが、合併で慎重な検討を要するのが繰越欠損金の制限規定です。

つまり、法人が適格合併を行った場合、合併される法人が有する繰越欠損金のうち、合併日前9年(H30年4/1以後開始事業年度からは10年)以内の欠損金について合併法人の欠損金として引き継がれ、合併法人の所得との相殺が認められるため、租税回避のために合併が利用される可能性があります。それを防止するために個々の制限規定が設けられています。

合併を検討されている経営者様におかれましては、合併の時期、株主名簿の管理等、事前に当法人にご相談ください。

(税理士 山本)

「職員よりひとこと」

6月に入社いたしました秋山と申します。

4月に静岡県より大阪の地に所在を移し、良いご縁があり当法人で働くこととなりました。

大阪はとて都会的でさまざまなことが目新しく、毎日新鮮な気持ちで過ごしております。

特に通勤ですが、梅田駅の朝の混雑に驚きました。改札を出た後の、まるで「集団行動」のように人と人の間をすり抜けてく様。慣れるまでに時間がかかりそうです。

今後お客様に携わる機会が増えていくと思います。どんなお話でもお聞かせ下さい。よろしく願い致します。

(職員:秋山)

税務予定表 <7月>

- ・源泉所得税納期の特例分(1~6月分)の納付(10日まで)
- ・労働保険料の申告・納付(10日まで)
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出(10日まで)
- ・6月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・5月決算法人の確定申告
- ・所得税予定納税額第1期分の納付

<8月>

- ・7月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間(予定)申告
- ・個人事業税第1期分の納付
- ・個人事業者の消費税・地方消費税の中間(予定)申告

<9月>

- ・8月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・7月決算法人の確定申告